

① 全体

② 調査

③ 発行

④ 支援

りさいしょうめいしょ

罹災証明書とは



首都直下地震など大規模な震災が発生したとき、被災した住家の被害程度を公的に証明する書類が罹災証明書りさいしょうめいしょです。区長は被害の状況を調査し、罹災証明書を発行することが義務づけられています。(災害対策基本法 第九十条の二)

りさいしょうめいしょ

罹災証明書の発行から支援までの流れ

①
調査

発災から
10日後～

被害認定調査

調査は国の被害認定基準に基づき職員が行います。(※)

(※)東京都内では、同じシステム・同じガイドライン・同じ研修を受けて、相互に応援体制ができており、どの職員でも公正な調査が可能です。

(※)調査の申請は、災害により被害を受けた日から原則90日以内に行ってください。ただし、申請期間内に申請を行うことが困難だと認められる場合は、この限りではありません。

②
発行

発災から
28日後～

罹災証明書発行

りさいしょうめいしょ

被災者の皆さんの同意を得ながら罹災証明書を発行します。

りさいしょうめいしょ
罹災証明書は、「被災者生活再建支援金」「被災住宅の応急修理」「税の減免」等、様々な支援を受けるために必要で、生活再建のパスポートともいわれています。

りさいしょうめいしょ
*罹災証明書の発行時に、「被災者台帳」を作成します。

りさいしょうめいしょ 罹災証明書
どの建物で
誰が
どの程度の被害を受けたか
証明する

③
支援

発災から
28日後～

生活再建相談・支援

「被災者台帳」を活用して、漏れなく・重複なく・継続的に支援(※)を実施していきます。

(※)被災者生活再建支援金・被災住宅の応急修理・税の減免 等

被災者生活再建支援システム